

健康保険証が完全廃止となります！

従来の保険証は令和6年12月2日に新規発行・再交付が終了し、現在お持ちの保険証は、経過措置期間が終了する令和7年12月2日から使用することができなくなります。
現在保険証をお持ちの方で、マイナ保険証の利用登録が済んでいない方には令和7年10月～11月に事業所を通して「資格確認書」を交付しますが、完全廃止後もスムーズに受診ができるようマイナ保険証の利用登録をお願いいたします。

保険証廃止後に健康保険の記号・番号を確認するには…

健康保険の記号・番号は、各種手続き、当組合への問い合わせの際に必要です。以下のいずれかの方法で確認することができます。

資格情報のお知らせ (A4サイズの手紙)

マイナンバーを健保組合へ
届出した方全員に交付しています。

マイナポータルで確認

マイナポータルに
ログインし、「健康保険証」を選択。
画面をスクロールして記号・番号を確認。

資格確認書

(はがきサイズの手紙)
マイナ保険証の登録が
済んでいない方に交付しています。

退職(資格喪失)時の保険証の回収について

これまで退職時に保険証の回収が必要でしたが、完全廃止となる令和7年12月2日以降は保険証の回収が不要となります。

退職日が令和7年12月1日までの方 …… **回収必要**

退職日が令和7年12月2日以降の方 …… **回収不要**
(ご自身で裁断するなどして処理してください)

***資格確認書が交付されている方は、退職時に回収が必要となります。**

19歳以上23歳未満の方の被扶養者認定要件が変わります

扶養認定日が令和7年10月1日以降で、認定を受ける方(配偶者を除く)が19歳以上23歳未満である場合の年間収入要件が、現行の130万円未満から、「150万円未満」に変わります。年間収入要件以外の要件に変更はありません。

チェック ポイント

年齢の判定は、扶養認定日が属する年の12月31日時点の年齢で判断します。

令和7年1月～12月に19歳になる方 …… **令和7年の収入要件は150万円**

令和7年1月～12月に23歳になる方 …… **令和7年の収入要件は130万円**



なお、民法の期間に関する規定を準用するため、年齢は誕生日の前日において加算します。

誕生日が1月1日の方は、前年12月31日に年齢が加算されます。

令和7年中の年間収入要件が150万円となるのは、誕生日が平成15年1月2日から平成19年1月1日までの方となります。

年齢	年間収入要件
0歳から18歳の誕生日を迎える年まで	130万円未満
19歳の誕生日を迎える年から22歳の誕生日を迎える年まで	150万円未満
23歳の誕生日を迎える年から60歳の誕生日の前日まで	130万円未満
60歳の誕生日から	180万円未満

※障害厚生年金受給者は、年齢に関係なく年間収入要件は180万円未満となります。